

一般社団法人水素供給利用技術協会  
平成30年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業  
交付申請書・実績報告書作成要領

## I. 助成金の概要

### 1. HySUT 助成事業の運用について

- 本助成事業における交付申請書・実績報告書の作成は、一般社団法人次世代自動車振興センターの水素供給設備整備事業補助金燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業（以下、「センター補助事業」という。）「補助金交付申請書・実績報告書作成要領」によります。但し、本要領に記載の内容は、その限りではありません。
- 本助成事業において、助成対象期間、助成対象範囲は、センター補助事業と同じとします。従って、助成対象経費額もセンター補助金対象経費額と同額になります。補助（助成）率と補助（助成）上限額は、センター補助事業の半分ですので、助成金額も、センター補助事業の半分になります。
- センター補助金への申請・交付決定・額の確定が、本助成事業への申請等の要件となっていますので、センター補助事業で交付決定等が為されていれば当然満たされる要件に係る手続きについては、省略しています（書類等の提出不要）。また HySUT の会員であれば満たしていると見なされる要件も、手続き等を省略しています。具体的には、売買・請負契約における一般競争の実施、自社又は関係会社からの調達における利益等の排除、登記簿謄本の提出などです。手続きの省略は、例えば利益排除をしなくてもいいという意味ではなく、センター補助事業と同様の利益排除をしなければ、センター補助対象経費と本助成事業対象経費に差異が生じるので認められなくなる（従って、同様の利益排除をしなければならない）ということです。また入札については、補助（助成）対象がセンター補助と本助成は同一ですので、センター補助事業の調達では入札が条件になっているので、本助成の対象も入札されていることになるため、重複して確認をしないということです。

### 2. 募集期間

平成30年4月13日 ～ 平成31年1月16日

※但し、センター補助金の交付申請書受理日から1ヶ月以内に、交付申請書を提出してください。

### 3. 助成対象期間

センター補助事業の交付決定日と水素供給設備の運用開始日との遅い日から

助成事業の完了した年度の2月末まで

※本助成事業の交付決定日がセンター補助事業の交付決定日より遅い場合は、センター補助事業の交付決定日又は運用開始日に遡って助成します。

4. 申請要件： 交付要綱第4条、第5条、第6条

助成対象	申請要件
燃料電池自動車 新規需要創出活動	①水素供給設備を商用の目的で運用することを通じて行う活動であること ②燃料電池自動車の新規需要を喚起するための活動であること ③申請者が HySUT の FCV 新規需要創出活動に参画する正会員または特別会員であること。但し、FCV 新規需要創出活動に参画する正会員が 100%の株式を所有する子会社を含む。 ④センター補助金に交付申請し、受理されていること

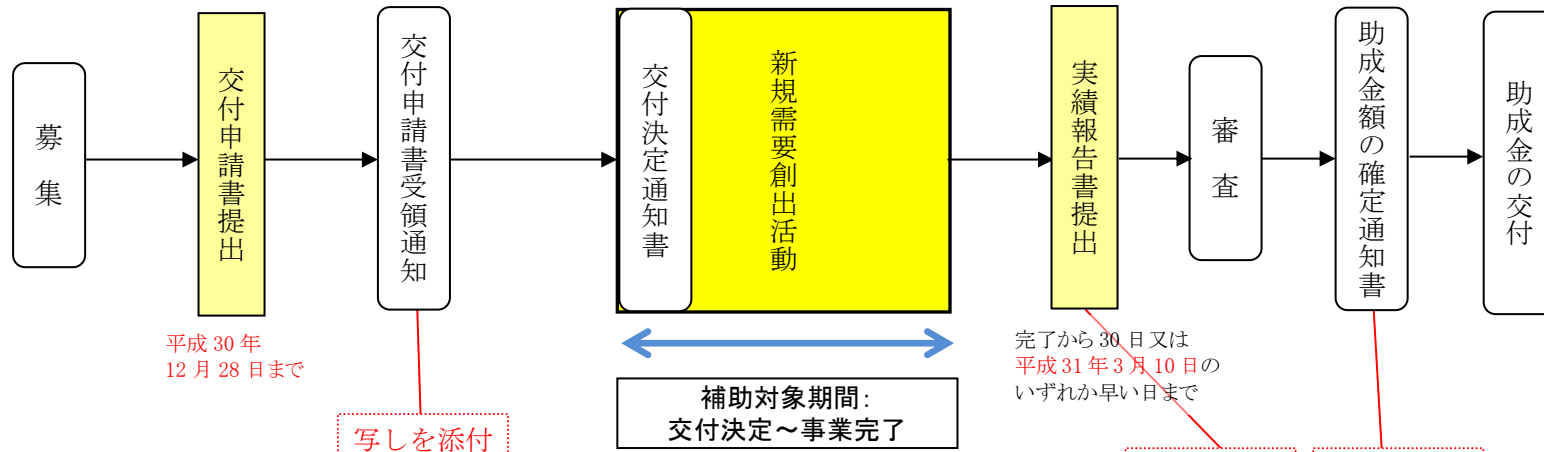
5. 助成対象範囲： 別紙細2のとおり (センター補助事業と同じ)

助成対象経費・対象外経費の具体例

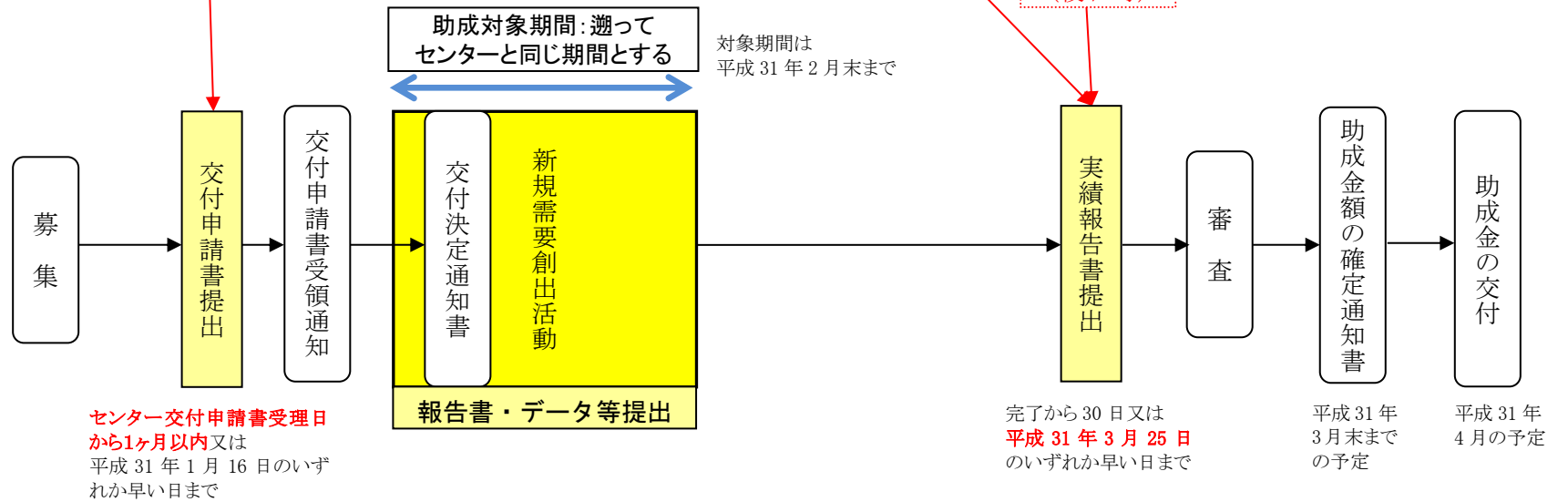
助成対象	助成対象外
1. 水素供給設備運營業務委託費、広報活動業務委託費（費用明細が明確になっていること） 2. 法定定期点検費用、水素分析費用 3. 移動式水素供給設備の水素輸送に係る人件費、燃料費 4. 新規需要創出活動のみに使用される固定電話料、インターネット回線使用料 5. 警備システム（機械警備）契約料 6. 水素供給設備への水素運搬費 7. 専ら本助成金を受けて運営される水素供給設備に水素を供給するための水素集中製造設備に係る費用（合理的な方法で供給先水素製造設備に按分されたもの）	1. 水素供給設備設置場所の、土地の賃借料および固定資産税 2. 水素燃料の購入費 3. 水素供給設備の増設・改造費 4. オンサイト方式における水素製造用原材料費 5. 新規需要創出活動以外の用途との区別ができない経費 例：他の用途と共通している電気料、水道料、人件費等 6. 新規需要創出活動以外の用途と併用する機器・備品の購入費、リース料 7. 機器予備品の購入費 8. 設備に係る減価償却費 9. 外部研修会の参加費（法定の研修会を除く） 10. 福利厚生費（ユニフォーム等）

6. 助成金申請から助成金交付の流れ

センター補助事業



HySUT助成事業



## Ⅱ. 助成金の交付申請

### 1. 提出書類一覧

書 類 名
助成金交付申請書
添付書類： センター補助金交付申請の受理通知の写し 新規需要創出活動計画書 センター補助金の交付申請書記入用計算シートの写し
センター補助金交付申請書の添付書類である、登記簿謄本、財務諸表、水素供給設備の仕様書、随意契約等の選定理由書の提出は <u>不要</u> です。

- すべての提出書類は、正本 1 通を HySUT に郵送または持参すること。

### Ⅲ. 申請者が HySUT に提出する報告書・データ等

書類名	提出時期
1. 燃料電池自動車 水素充填記録表	毎月（翌月第10営業日まで）
2. 新規需要創出活動報告書（月度）	毎月（翌月第10営業日まで）
3. 新規需要創出活動報告書（年度集計）	実績報告書提出時
4. 新規需要創出活動事業 月例報告書	毎月（翌月第10営業日まで）
5. ステーション機器装置トラブル報告書	・事故の場合（ランク区分 A、B1、B2、C1、C2） ⇒事例発生後速やかに。あわせて都道府県への報告書の写しを提出する。 ・事故以外の場合 ⇒月例報告書提出時
6. 保守・点検・試験記録	毎月（翌月第10営業日まで）

- ・すべての提出書類は、電子媒体データを HySUT にメール等にて送付すること。
- ・初回の報告書は、HySUT から交付決定を受けた翌月第10営業日までに提出すること。
- ・営業日は、HySUT の営業日とする。

※報告書は、助成対象期間および交付決定日に係らず、年間を通して提出すること。交付決定前および3月分も記録の記載・提出が必要です。

## IV. 助成事業の実績報告

### 1. 提出書類一覧

書 類 名
実績報告書
添付書類： 新規需要創出活動報告書 センター補助金の実績報告書の写し センター補助金の補助対象経費明細書（最終確定）の写し センター補助金の実績報告書記入用計算シートの写し センター補助金の確定通知書の写し（※実績報告書の提出時ではなくてよいが、受領後速やかに提出すること）
センターの実績報告書の添付書類である、請求書（写し）、請求明細書（写し）、領収書（写し）、入札等の報告書、の提出は <u>不要</u> です。

- すべての提出書類は、正本1通をHySUTに郵送または持参すること。

### 2. 提出期限

次の（1）又は（2）のいずれか早い日までにHySUTに提出してください。

- （1）助成事業が完了した日から30日
- （2）平成31年3月25日（月）